

住民懇談会（仮称）の設置案

- 開催目的 住民の現状認識についての意見を聞く
 住民の持っている情報を収集する
 住民に情報や計画案を提示して意見を聞く
 河川法に位置づけられている住民意見聴取を兼ねる

- 開催主体 案1：各部会
案2：委員会

- 開催頻度 案1：各1回程度
案2：各2～3回程度
案3：各4～5回程度
案4：各6回以上

開催開始時期 ()年()月頃

- 開催場所 各部会が開催主体
琵琶湖部会 ()
淀川部会 ()
猪名川部会 ()
委員会が開催主体 ()

- 開催時間帯 案1：平日夕方 案2：土曜午前 案5：日曜午前
案3：土曜午後 案6：日曜午後
案4：土曜夕方 案7：日曜夕方

- 出席者 河川管理者
 関係自治体の河川管理者
 委員長、委員長代理
 部会長、部会長代理
 委員
 庶務

- 住民の 委員の紹介
募集方法 河川管理者（国、自治体）の紹介
 HP、ニュースレター上で公募
 新聞等で公募

その他